２０１９年１２月　日

金沢市長　山野　之義　様

「憲法改悪阻止！」「戦争法廃止！」を呼びかける八団体

　　　石川県憲法を守る会、石川憲法会議、九条の会・石川ネット、

石川県平和運動センター、石川県労働組合総連合、

青年法律家協会北陸支部、

戦争をさせない１０００人委員会・石川、

戦争をさせない石川の会

自衛官募集に係る対象者名簿の提供の取りやめ等を求める申し入れ書

本年６月定例月議会において、自衛官募集に係る対象者情報の提供を求められた場合の対応について、山野市長は、今年度、防衛大臣から紙媒体・電子媒体での提供依頼が初めてあり、自衛隊石川地方協力本部より電子媒体での提供を求められたら応じていくつもりであると答弁されました。

また、９月定例月議会では、法的根拠に関する質問に対し、自衛隊法並びに住民基本台帳法に基づく閲覧許可と同様であり、違法ではないとの認識を示されました。

しかし、この対象者の名簿提供は、関係法令を拡大解釈して違法の恐れがあり、市民の基本的人権である個人情報保護の責務を放棄するものと言わざるを得ません。

違憲立法である安保関連法制が強行成立し、自衛隊は、もはや専守防衛の軍事組織ではなく、海外の戦地に赴く可能性のある事実上の軍隊へと変貌しています。これにより、入隊希望者が減少し、防衛大学校卒業時に任官を拒否する青年も増加しています。地方自治体が自衛官募集に際し、対象となる個人情報を提供することは、将来の徴兵をもイメージさせるものであり、子や孫を持つ市民には、不安の声が拡がっています。

法の範囲内とされてきた住民基本台帳の閲覧も、個人情報の保護を優先し、許可しない自治体も存在しています。本市においても主体性を持ち、市民の平和的生存権と個人情報を護る立場から、以下の措置を行うよう申し入れます。

１．自衛官募集に係る対象者名簿の提供は取りやめること。

２．原則非公開情報である住民基本台帳の閲覧は、個人情報保護の観点から見直　　すこと。